

平成22年11月30日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

「ノーロードファンド（維新）」 信託約款の変更および繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社の投資信託について、当該受益権口数が、信託約款の繰上償還に関する規定の5億口を下回っている状態が長期に継続し、効率的な運用が困難となっており、またファンド残高の回復も見込み難いため、繰上償還を実施させていただく予定です。また、繰上償還を実施させていただくにあたり信託約款の変更を行いましたので、合わせて下記の通りお知らせいたします。なお、平成22年12月20日を取得申込日としたお買い付けの申込みを停止させていただきましたのでお知らせいたします（ご解約の申込みは従来通り可能です。）。

お手数ですが、この書面をお読みになり、内容を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

敬具

記

I：信託約款の変更および繰上償還を行う投資信託の名称

ノーロードファンド（維新）

II：信託約款の変更の概要

1. 信託約款の変更理由

下記Ⅲの繰上償還を実施させていただくにあたり、受益者の皆さまの利便性を確保すること等を目的として、約款変更を実施いたしました。

2. 信託約款の変更内容

(1) 平成22年12月21日以降の一部解約の制限の撤廃

当ファンドの一部解約は、各決算日（毎年3月、6月、9月、12月の20日。休業日の場合は翌営業日となります。以下同じ。）を解約請求受付日として、当該日に先立つ10営業日間のみのお受けとなっておりますが、平成22年12月21日以降、いつでも解約のお申込みができるよう変更いたしました。

(2) 平成22年12月21日以降の成功報酬の廃止

当ファンドは、各決算日を基準日として各3ヵ月間の東証株価指数（TOPIX）の騰落率に比較して、当ファンドの基準価額の実質騰落率*が上回っており、かつ当該3ヵ月間の基準価額が上昇している場合に、当該期間の基準価額のTOPIXに対する超過収益額の21%（税抜き20%）を成功報酬として、毎計算期末に支弁する仕組みでしたが、平成22年12月21日以降の成功報酬を廃止いたしました。

※実質騰落率は、当該期間の前期末の分配落ち基準価額と当期末の分配金込み基準価額を比較したものとします。

3. 信託約款の変更実施日

平成22年11月30日

Ⅲ：繰上償還の概要

1. 繰上償還理由

当該受益権口数が、信託約款の繰上償還に関する規定の受益権口数5億口を下回っている状態が長期に継続し、効率的な運用が困難となっており、またファンド残高の回復も見込み難いため、信託約款の規定に基づき、繰上償還を行わせていただくものです。

2. 繰上償還予定年月日

平成23年2月4日

3. 異議申立手続等

この繰上償還に関して異議のある受益者は、平成22年11月30日から平成22年12月30日までに、弊社に対し書面をもってその旨をお申し出ください。上記の繰上償還にご同意いただける場合は、特別な手続は必要ありません。

上記期間内に、異議のお申出のあった受益者の受益権の口数が平成22年11月30日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成23年2月4日に繰上償還を行います。

この場合、異議のお申出をされた受益者は、平成23年1月12日から平成23年1月31日までの間に、ご自身のファンドの受益権を、公正な価額で信託財産をもって買い取るよう受託会社に請求することができます。

4. 手続日程

新聞公告日：平成22年11月30日

異議申立期間：平成22年11月30日～平成22年12月30日

買取請求期間：平成23年1月12日～平成23年1月31日

繰上償還予定年月日：平成23年2月4日

<補足説明>

【1. 異議申立結果と繰上償還について】

上記の通り、異議のお申出のあった受益者の受益権の口数が受益権総口数の2分の1を超えない場合に繰上償還が行われます。2分の1を超えた場合は、繰上償還は行わず、繰上償還を行わない旨を公告し、また、受益者の皆さまに書面でお知らせします。

【2. 買取請求について】

この繰上償還が予定通り行われることとなった場合、異議を申し立てられた受益者は、弊社より別途ご案内する方法により、ご自身のファンドの受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。（異議を申し立てられた場合であっても買取請求をしなければならないものではありません。）

その際の買取価額は、受益者からの買取請求の必要書類を受託会社が受理した日を、信託の一部解約の請求受付日として、当該一部解約に準じて計算される解約価額とさせていただきます。

なお、課税対象額がある場合には税額が差し引かれます。また、受託会社より買取り代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。

IV：異議申立の方法

前記Ⅲの繰上償還に関してご異議のある受益者は、弊社に対し書面をもってその旨をお申し出ください。
(異議がない場合は書面の送付等は不要です。)

○異議申立期間	平成22年11月30日から平成22年12月30日まで (ご注意) 異議申立は、平成22年12月30日弊社到着分までを有効とさせていただきます。
○書面の記載内容	次の①～⑥を記載してください。 ①住所、②氏名(署名、捺印)、③電話番号(日中連絡先)、④ファンド名、 ⑤取扱販売会社名、取引店、口座番号*、⑥繰上償還について反対する旨 *ファンドに関し、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取引店、 口座番号をご記入ください。 ※上記の記載内容に不備がある場合には、ご異議の申立を受付けできなくなる場合がありますので、ご留意ください。
○書面の送付先	〒105-6228 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階 三井住友アセットマネジメント株式会社 ディスクロージャー部「繰上償還」係

V：個人情報取得の目的および取扱販売会社への提供

弊社が取得する、異議を申し立てられる受益者に関する個人情報(異議申立書等の書類に記載された一切の個人情報を含みます。)は、異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数の確認のために必要な範囲で利用します。弊社はかかる情報を、受益権の口数等の確認を行う目的のため取扱販売会社に対して提供します。

VI：本件に関するお問い合わせ先

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120-88-2976**

三井住友アセットマネジメント株式会社

(受付：平成22年11月30日から平成22年12月30日までの営業日の9:00～17:00)

以上